

平成30年度第73回国民体育大会・第74回国民体育大会冬季大会 北海道ブロック予選会兼北海道体育大会 助成対象経費基準表

| 対象科目 | 基準（上限） | 提出する証拠書類 | 備考 |
|----------|---|--|---|
| 謝金 | 医師 50,000円/日・名 看護師 12,000円/日・名 その他運営役員 9,000円/日・名 | 領収書（または銀行振込伝票） ※訂正する場合は、受領者本人の訂正印を捺印すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類の宛名は公益財団法人北海道体育協会または北海道〇〇〇連盟（協会）名とする。 ・領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入の上、捺印すること。 ・源泉徴収を行うこと。 ※源泉徴収については所管税務署の指導に基づき処理すること。 ・基準上限額を超えた場合は、超過分を対象外とする。 ・謝金の対象日は各競技会の競技実施日の他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。 |
| 印刷費 | 大会を実施する上で直接必要な印刷物 （実施要項、競技別プログラム、報告書、ポスター、パンフレット、チラシ等） ※印刷、製本、デザイン料、発送経費を含む | <ul style="list-style-type: none"> ・契約書（20万円未満の場合は請書） ・見積書 ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票） ※単価・部数の明細がないものは不可 | <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類の宛名は公益財団法人北海道体育協会または北海道〇〇〇連盟（協会）名とする。 ・1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。 ・1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。 ・コピー代は対象外とする。 ・JKA補助事業である表示がない印刷物の経費は対象外とする。 ・印刷業者に依頼した経費に限る。 |
| 会場費 | 会場借上げ、会場設営等、会場使用に関わる経費 | <会場借上げ> 施設所有者（管理者）が発行する <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用料一覧 ・請求書または使用許可書 ・使用明細書 ・領収書（または銀行振込伝票） <会場設営等> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票） | <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類の宛名は公益財団法人北海道体育協会または北海道〇〇〇連盟（協会）名とする。 ・開閉会式、競技会、会議に係る会場使用料を対象とする。 ・証拠書類は、「使用月日」及び「ブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。 例：「但し、平成〇年〇月〇日、国体ブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」 ・使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。 ※明細が不明な場合は対象外とする。 ・看板代等は、作成した看板にJKA補助事業である表示がない場合は対象外とする。 ・会場設営（看板代等含む）業務の発注については、1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。 なお、1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。 ・備品（イス、机等）は、機材・備品借上料に計上する。 ・光熱費（冷暖房代）は対象とする。 |
| 機材・備品借上料 | 期間中一時的に借上げるための経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約書（20万円未満の場合は請書） ・見積書 ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票） | <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類の宛名は公益財団法人北海道体育協会または北海道〇〇〇連盟（協会）名とする。 ・1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。会場備え付けの物品を借上げる場合は、この限りではない。 なお、1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。 |

※領収書の宛名については、「公益財団法人北海道体育協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。

「市町村名」や「市町村〇〇〇連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外となります。